

## 法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン

平成 29 年 2 月 13 日

中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会

## 目次

1. はじめに . . . . .	1
2. 法学未修者選抜の方法と留意点について . . . . .	2
3. 法学未修者選抜における客観性の確保について . . . . .	5
4. 法学既修者選抜について . . . . .	5
5. おわりに . . . . .	6

## 1. はじめに

- 平成13年の司法制度改革審議会意見書では、21世紀の司法を担う法曹に必要な資質として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加え、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められることが示され、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、このような資質を持った人材を育成することを基本理念とする教育機関として、法科大学院の創設が提言された。
- これを踏まえ、法科大学院の入学者選抜では、すべての出願者について、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を判定するものとして統一適性試験が行われてきたが、法科大学院入学者選抜を取り巻く状況の変化等を踏まえ、その在り方について検討の必要性が指摘されるようになった。
- 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）は、入学者に占める社会人や法学未修者の割合の変化など法科大学院入学者選抜を取り巻く環境が制度創設当初と大きく変化したことや、各法科大学院におけるノウハウの蓄積等を踏まえ、平成31年度入学者選抜（平成30年夏頃から実施）から統一適性試験の利用を各法科大学院の任意とすることを主な内容とする「統一適性試験の在り方について（提言）」（平成28年9月26日 法科大学院特別委員会。以下「提言」という。）を取りまとめた。
- 本ガイドラインは、提言において、統一適性試験の利用を各法科大学院の任意とする場合、法学未修者選抜についてのガイドライン策定が必要とされたことを踏まえ、「公平性、開放性、多様性」といった理念を堅持しつつ、受験者の適性を適確かつ客観的に判定するための留意点を示し、各法科大学院の創意工夫によって入学者選抜を行う際の指針とすることを目的としたものである。本ガイドラインは、主として法学未修者選抜を扱ったものであるが、統一適性試験の利用が任意化された後も受験者の適性を適確かつ客観的に判定する必要があるという事情は法学未修者選抜と法学既修者選抜の間で共通することを踏まえ、最後に法学既修者選抜についても言及している。
- なお、統一適性試験は、法学未修者・既修者ともに成績下位15%に該当する者について入学を認めない取扱いを通じて、統一かつ客観的な入学最低基準としての役割をも果たしてきたところであるが、統一適性試験の利用が

任意化された後は、そのような統一的な入学最低基準としての機能を維持することは困難となる。このため、任意化後は各法科大学院において、本ガイドラインを踏まえつつ、各校の創意工夫による厳格な入学者選抜の実施が求められる。

## **2. 法学未修者選抜の方法と留意点について**

- 法科大学院の入学者選抜においては、専門職大学院設置基準第20条に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に判定することが必要であるが、その主要な部分を占めると考えられる法科大学院における履修の前提として要求される資質を判定する方法として、以下に掲げる①～④の中から適切な組合せによって試験を実施することが考えられる。

①小論文・筆記試験

②対面による審査

③書面による審査

④統一適性試験に類似した試験（統一適性試験の過去問を活用するなどして統一適性試験に類似した試験を同程度の問題数で実施する場合）

- 各方法の特徴と留意事項は以下のとおりである。

①小論文・筆記試験

- ・ 読解力を判定するための長文読解の要素を含め、かつ、少なくとも合わせて1,000字程度の記述を求めることにより、法科大学院における履修の前提として要求される資質の多くを判定することが可能と考えられる（本ガイドラインでは、上記の内容を含むものを「小論文・筆記試験」という。）。

②対面による審査

（1）人物審査

- ・ 対面による審査においては、学習意欲や協調性、豊かな人間性などの資質を判定することが可能と考えられる。

（2）能力審査

- ・ 対面による審査によって、人物審査に加えて、法科大学院における履修の前提として要求される資質を判定しようとする場合、長文読解の要素を含めて読解力を判定することや、コミュニケーション能力等を判定することが考えられる。

### ③書面による審査

#### (1) 実績等審査

- ・ 書面による審査においては、学部成績、活動実績、保持する学位、志望理由・自己評価、能力証明資料（語学試験や各種資格試験の成績（法学に関するものを除く）その他の受験者の能力を適確かつ客観的に判定するために参考となる資料）等を総合的に評価することにより、人物審査の要素も含めて多様な観点から受験生の資質を評価するよう努める必要がある。
- ・ このような視点での書面による審査は全ての法科大学院で実施する必要があると考えられる。

#### (2) 能力審査

- ・ 書面による審査によって、実績等審査に加えて、法科大学院における履修の前提として要求される資質を判定しようとする場合、一定量の記述を伴う志望理由書や事前課題の作成を課すことが考えられる。
- ・ その際、本人が当該書面を作成したことを、対面による審査等の適切な方法によって確認することが必要である。

- 法科大学院における履修の前提として要求される資質を判定するに当たり、適切と考えられる組合せは以下の i.～iv.のとおりである。なお、法学未修者選抜においては、①小論文・筆記試験（題材設定や設問が単なる知識等を試すものではなく、適切に資質を判定することのできるものとなるよう留意が必要）を課すことが基本と考えられる。また、様々な方法・観点による入学者選抜となるよう工夫することが必要であり、少なくとも③書面による審査については実施することが必要である。
- 以下の組合せのほかにも、各法科大学院の創意工夫により、法科大学院における履修の前提として要求される資質を判定することは可能と考えられ、本ガイドラインはそれを妨げるものではない。ただし、その際、当該選抜方法によって、受験者の資質を適確かつ客観的に判定できていることを対外的に説明できることが必要である。

#### i. ①小論文・筆記試験、②対面による審査、③書面による審査を実施

- ・ 小論文・筆記試験、対面による審査、書面による審査を実施することにより、法科大学院における履修の前提として要求される資質を総合的に判定することが可能と考えられる。
- ・ この場合、対面による審査は人物審査のみ、書面による審査は実績等審査のみであっても許容されると考えられる。

- ii. ①小論文・筆記試験、③書面による審査を実施
  - ・ 小論文・筆記試験と書面による審査を組み合わせることにより、法科大学院における履修の前提として要求される資質を総合的に判定することが可能と考えられる。
  - ・ この場合、書面による審査は、実績等審査のみであっても許容されると考えられる。
  
- iii. ①小論文・筆記試験、③書面による審査、④統一適性試験に類似した試験を実施
  - ・ 小論文・筆記試験、書面による審査、統一適性試験に類似した試験を実施することにより、法科大学院における履修の前提として要求される資質を総合的に判定することが可能と考えられる。
  - ・ この場合、小論文・筆記試験は、長文読解の要素を含まないなど、統一適性試験に類似した試験を実施しない場合と比較して、簡易な出題であっても許容されると考えられる。また、書面による審査は実績等審査のみでも許容されると考えられる。
  
- 以下の場合、①小論文・筆記試験を実施せず、②対面による審査と③書面による審査との組合せによっても入学者選抜を行うことが可能であると考えられる。
  
- iv. ②対面による審査、③書面による審査を実施
  - ・ 社会人や他学部出身者を対象として、特に優れた資質を有する者を選抜するための入学者選抜を実施する場合は、対面による審査と書面による審査を組み合わせることが考えられる。
  - ・ この場合、対面による審査は、1,000字程度以上の長文を読ませた上で、それについての口頭試問を行うなど、読解力を判定することが可能となる要素を含む能力審査であり、かつ、書面による審査を能力審査とし、その中で作成を課した一定量の記述を伴う志望理由書等の書面を本人が作成したことを確認する場合は、法科大学院における履修の前提として要求される資質を総合的に判定することが可能と考えられる。
  
- なお、統一適性試験が任意化後も引き続き実施される場合は、従前どおりの方法によって入学者選抜を行うことも可能である。

### **3. 法学未修者選抜における客観性の確保について**

- 前述のとおり、法科大学院の入学者選抜においては、客観性を確保することが必要である。
- 客観性を確保するため、各法科大学院においては、その採用する各選抜方法によりどのような能力を判定するのかを公表することが必要である。
- また、選抜方法の特性を考慮しつつ、配点や採点基準を、客観的な判定が可能となるよう明確に定めることが必要である。ただし、機械的な採点を可能とするような詳細な採点基準の設定までを求めるものではない。
- 出題の趣旨、配点や採点基準については客観性確保の観点から、可能な範囲で公表する、又は、公表しない場合には事後的に外部有識者の意見を聴くことが必要である。
- 各法科大学院においては、試験の実施の前後において出題内容等が適切であるかを検証するための内部的なチェック体制を構築することが必要である。このほかにも、各試験の採点を複数の者により実施することや、法科大学院間での連携を図ることなど、各法科大学院において客観性を高めるための工夫に努めることが望ましい。特に、対面による審査を行う際は、複数の者で実施し、評価を行うことにより、客観性を確保することが必要である。
- これらの取組を通じて入学者選抜の透明性をより高めていくことは、受験生の利便性の向上にも資するものと考えられる。

### **4. 法学既修者選抜について**

- 法学既修者の選抜については、法律科目試験を実施することにより、法科大学院における履修の前提として要求される資質を一定程度評価することが可能と考えられる<sup>1</sup>。ただし、少なくとも憲法、民法、刑法に関する科目については、短答式問題のみでは不十分であり、記述式問題を含め、資質を適確に判定しうる形で出題することが必要である。その際、記述式問題であっても、論点の暗記のみによって対応可能な問題等では不十分であると考えられる。

---

<sup>1</sup> 既修者認定については、統一適性試験を実施しない場合、より厳格に実施することが必要である。

- また、受験者の資質を適確かつ客観的に判定するため、法律科目試験に加えて、2. ①～④のいずれかを含めるなど、様々な方法・観点による入学者選抜となるよう、工夫することが必要である。
- なお、統一適性試験が任意化後も引き続き実施される場合は、従前どおりの方法によって入学者選抜を行うことも可能である。
- 客観性を確保するため、各法科大学院においては、その採用する各選抜方法によってどのような能力を判定するのかという点に加え、法律科目試験については、出題の趣旨についても、公表することが必要である。
- また、選抜方法の特性を考慮しつつ、配点や採点基準を、客観的な判定が可能となるよう明確に定めることが必要である。ただし、機械的な採点を可能とするような詳細な採点基準の設定までを求めるものではない。
- 配点や採点基準については、客観性確保の観点から、可能な範囲で公表する、又は、公表しない場合には事後的に外部有識者の意見を聴くことが必要である。
- 各法科大学院においては、試験の実施の前後において出題内容等が適切であるかを検証するための内部的なチェック体制を構築することが必要である。このほかにも、各試験の採点を複数の者により実施することや、法科大学院間での連携を図ることなど、各法科大学院において客観性を高めるための工夫に努めることが望ましい。特に、対面による審査を行う際は、複数の者で実施し、評価を行うことにより、客観性を確保することが必要である。
- これらの取組を通じて入学者選抜の透明性をより高めていくことは、受験生の利便性の向上にも資するものと考えられる。

## 5. おわりに

- 各法科大学院においては、本ガイドラインを参考に、受験者の適性を適確かつ客観的に判定することが必要である。
- また、入学者選抜の見直しに当たっては、受験者に混乱をきたさないよう、新しい入学者選抜の方法等について適切な時期に周知を行うことが必要である。
- 本ガイドラインについては、統一適性試験の利用の任意化後、適切な時期に



において各法科大学院等の意見を聴取し、問題点の有無を検証した上で必要な見直しを加えていくこととする。